

株式会社マクルウにおける公的研究費の使用に関する行動規範

(平成 28 年 5 月 2 日策定)

公的研究費(注)の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、株式会社マクルウ(以下「当社」という。)は、研究等を遂行する上での行動(態度)の基準を行動規範として次のとおり定める。当社の研究者及び社員等(以下「研究者等」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が当社の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び当社が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、関係社員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注)公的研究費とは、補助金、委託費等を財源として当社で扱うすべての経費をいう。